

港北スポーツセンター施設の利用再開、及び一部制限についてのご案内

日頃より、当施設をご利用いただきありがとうございます。利用制限の段階的緩和のため、

7月1日(水)より施設の一部利用再開、及び制限の緩和をすることといたしました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

営業時間

7:30~21:00

7月1日以降、利用可能な室場

体育室(第一・第二・第三)*・研修室・テニスコート・トレーニングルーム・更衣室

※当面の間、団体利用のみとし、個人利用(バドミントン・卓球)は実施いたしません。

7月1日以降も再開を見合わせる室場

シャワー室、談話室

7月1日以降の利用制限及び利用上の注意事項

① 利用人数の上限以内でご利用をお願いいたします。また、各室場の利用条件を必ずご確認ください。

室場	利用人数の上限	注意事項
第一体育室	120人以下 (半面利用は60人以下)	・換気のため扉・窓を常時開放しての利用となります ・音響設備・鳴り物等の利用に制限を設けさせていただく場合がございます ・接触を伴う競技は、可能な限り接触を減らすような工夫をお願いします
第二体育室	59人以下	
第三体育室	23人以下	
研修室	8人以下(運動の場合) 18人以下(会議等の場合)	
テニスコート	16人以下(1面)	
トレーニングルーム	18人以下	・利用方法が変更されます。別紙案内をご参照ください。
更衣室	15人以下	・更衣室内シャワーは使えません。

②ご利用前に、必ず「ご利用者の皆様へ」をご確認ください。

③利用に際しては「新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート」のご記入・ご提出が必要となります。

④利用の代表者は、一緒に利用する人全員の名前と連絡先を把握するための参加者リストを作成し、1か月程度保管してください。また、施設管理者から問合せがあった場合は、提出ができるようにしてください。

⑤使用するスポーツ用具はご持参ください。

⑥ご利用時間前後にロビー等で待機せず、速やかな入退館にご協力をお願いいたします。

⑦利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について施設に報告してください。

キャンセル料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症を理由として利用を中止したもののうち、次のいずれかに該当する場合は、キャンセル料を徴収いたしません。

(1)利用予定日が、令和2年2月18日(火)から6月3日(水)までのもの

(2)利用予定日が、施設の再開期日以降で、6月3日(水)までに利用申込があったもの

7月1日からの再開施設、及び制限緩和について

港北スポーツセンター

日頃より、当施設をご利用いただきありがとうございます。利用制限の段階的緩和のため、**7月1日(水)**より施設の一部利用再開、及び制限の緩和をすることといたしました。

利用施設の再開及び人数制限の変更

6月4日～6月30日			7月1日～		
室場名	利用可否	制限人数	利用可否	制限人数	規則変更など
第1体育室	○	67人 (半面:33人)	○	120人 (半面:60人)	
第2体育室	○	33人	○	59人	※個人利用の再開は見合わせています。
第3体育室	○	13人	○	23人	
研修室	○	4人 (会議:18人)	○	8人 (会議:18人)	
テニスコート	○	16人 (1面)	○	16人 (1面)	
トレーニングルーム	×		○	18人	※利用方法についてはトレーニングルーム再開についての案内資料をご覧ください
更衣室	×		○	15人	※シャワー室の再開は見合わせています。
談話室・ロビー	×		×		

- ①利用に際しては「新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート」のご記入・ご提出が必要となります。
- ②利用の代表者は、一緒に利用する人全員の名前と連絡先を把握するための参加者リストを作成し、1か月程度保管してください。また、施設管理者から問合せがあった場合は、提出ができるようにしてください。
- ③使用するスポーツ用具はご持参ください。
- ④ご利用時間前後にロビー等で待機せず、速やかな入退館にご協力をお願いいたします。
- ⑤利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について施設に報告してください。

ご利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、スポーツ施設の利用に際しましては、以下の事項へのご理解・ご協力をお願いいたします。

マスク等の着用



マスク等を持参し、運動・スポーツを行っていない間はマスクを着用してください。(運動・スポーツ中は可能な範囲でご協力ください。)

体調不良時の利用自粛



体調不良や感染が疑われる症状のある場合は、利用を自粛してください。また、利用に当たっては、「感染予防対策チェックリスト」により利用者全員の体調の確認を行ってください。

適切な距離の確保



施設管理者・他の利用者との距離(できるだけ2m以上)確保してください。スポーツの実施時にはより一層距離を確保することを心がけてください。※障害者の誘導や介助を行う場合を除く

こまめな手洗い・手指の消毒



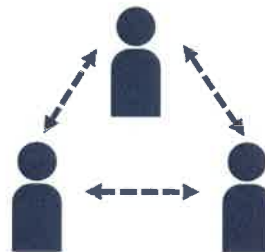
石鹸による手洗いやアルコール等による手指の消毒を徹底してください。特に、来館時・退館時は必ず実施するようにお願いいたします。

大きな声での会話・応援の自粛



飛沫飛散の防止のため、利用中の大きな声での会話・応援等は行わないでください。

三つの「密」の回避



施設利用前後のミーティング等を含め、「3密(密接・密室・密閉)」を避けるよう注意してください。

その他、感染防止のため、施設管理者が決めた措置の遵守、施設管理者の指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

施設利用にかかる新型コロナウイルス感染症防止対策チェックシート

港北スポーツセンター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の項目について確認させていただきます。

空欄に必要な事項の記入および、該当する項目に✓をしてください。

利用日時	令和 年 月 日 () 時 ~ 時		
利用室場	<input type="checkbox"/> 第一体育室	<input type="checkbox"/> 第二体育室	<input type="checkbox"/> 第三体育室
	<input type="checkbox"/> 研修室	<input type="checkbox"/> テニスコート	<input type="checkbox"/> トレーニング室
団体名 <small>※個人利用の場合不用</small>			
代表者(記入者) 氏名		連絡先 (TEL)	

★利用前に、**一緒に利用される方、全員**について下記のチェック項目をご確認ください。

★**チェックできない項目がある場合、利用を制限**させていただく場合がございます。

チェック項目	
<input type="checkbox"/>	利用当日(本日)の体温に異常がない。
<input type="checkbox"/>	本日及び利用前 2 週間において、以下の事項に一つも該当しない。 ① 平熱を超える発熱 ② 咳(せき)・のどの痛みなど風邪の症状がある ③ 強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難) ④ 嗅覚や味覚の異常 ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある ⑥ 新型コロナウイルス感染症「陽性」とされた者との濃厚接触があった ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる ⑧ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある
<input type="checkbox"/>	飛沫飛散防止対策としてマスクを持参している、または、ハンカチやタオル等で口元を覆う対策が来ている。(受付・着替え等の運動・スポーツ活動を行っていない間の会話時のため)
<input type="checkbox"/>	こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
<input type="checkbox"/>	感染防止のため、施設管理者が決めた措置を遵守し、施設管理者の指示に従う。
<input type="checkbox"/>	利用中に大きな声で会話、応援等をしない。
<input type="checkbox"/>	他の利用者、施設管理者等との距離(できるだけ 2m以上)を確保する。 ※障害者の誘導や介助を行う場合を除く
<input type="checkbox"/>	利用前後のミーティング等においても、「3 密(密接・密室・密閉)」を避ける。
<input type="checkbox"/>	利用者は、利用後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について施設に連絡することに同意する。
<input type="checkbox"/>	代表者(記入者)は、一緒に利用する人全員の名前と連絡先を把握しており、施設からの問い合わせがあった場合に、リストを提出することが出来る。

○個人情報の取扱いについて

- 1 提供を受けた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適切に取り扱います。
- 2 個人情報の収集・利用・管理は、横浜市及び施設管理者が行います。
- 3 提供いただいた個人情報は、利用日から 30 日間金庫内等で厳重に管理いたします。また、保管期間経過後は適切に破棄します。
- 4 新型コロナウイルス感染症の防止対策の目的以外で、同意を得ずに利用及び第三者への提供を行うことはありません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - (1) 行政機関等から、法令に基づき情報の開示を求められた場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産を保護するために、緊急かつやむを得ないと横浜市が判断した場合